

令和6年10月2日

需要家 各位

埼玉県北部生コンクリ  
理事長 田



生コンクリート価格改定をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協同組合の共同販売事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊協同組合では、令和4年以降2度の価格改定に引き続き、本年10月以降も原材料費・輸送費等の諸費用の更なる上昇により、価格改定をさせていただいた次第です。

しかしながら、組合員各社におきましては、物流の2024年問題が骨材の値上げ要請に一段と拍車をかけており、働き方改革による労務費負担や産廃処理費及び輸送費等の上昇に加え、来年4月に予定されているセメント値上げにより、一層のコスト負担の増加が避けられない状況となっております。

弊協組合としましては、継続する諸々のコストアップに対応するため、下記のとおり生コンクリート価格の改定をさせていただくことにいたしました。

需要家の皆様におかれましては、度重なる値上げとなり甚だ恐縮ですが、何卒かかる事情をご賢察の上ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期 令和7年4月1日以降契約分より
2. 定 価 23,100円/m<sup>3</sup>
3. 値上げ幅 現行価格（令和6年10月1日以降）プラス2,000円/m<sup>3</sup>  
（標準品 18-18-20）

以上

価格改定内容

1. 値上げ幅 2,000 円/m<sup>3</sup>
2. 実施時期 2025 年 4 月 1 日契約分より
3. 定 価

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 2025 年 4 月 1 日～ (V契番) | 23,100 円/m <sup>3</sup> |
|-----------------------|-------------------------|

4. 契約切り替え時の要件 (運用)

2025 年 4 月 1 日以降の割決物件は、新規契約 (V契番) とします。

2025 年 3 月 31 日以前の割決物件のうち、以下の条件をすべて満たした場合は、「生コン納入」があったとして認めます。

- (1) 生コン納入が、割決物件の「本体工事」であること。
- (2) 期間中の納入数量が 50 m<sup>3</sup>以上であること。

(注記)

- ① 現場事務所の基礎・土間やゲートの門柱、取付道路などへの納入は、「生コン納入」扱いとはしません。
- ② 既成杭工事が開始されても、上記 (1)・(2) の条件を充たさなければ「生コン納入」扱いとはしません。
- ③ 期間中の納入数量が 50 m<sup>3</sup>未満であっても、事前の申請に基づく現場調査により「本体工事」と確認できた場合は、「生コン納入」扱いとします。

5. 契約価格改定時期

6 ヶ月ごとの契約価格改定については変更ありません。(継続)

価格改定時期は毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日とし、新規契約価格はその 6 か月前に発表します。

6. 長期契約物件の価格見直し

長期の納入物件で、契約日より 18 カ月の間に価格改定が実施された場合は、18 カ月以降の契約残数に対して価格改定をお願いします。

以上